

木更津市霊園一般墓地内工事手続きの変更について

平素より本市の霊園管理行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

木更津市霊園では平成30年4月1日より指定管理者制度の導入に伴い、一般墓地内の工事手続きを下記のとおり変更しますのでお知らせいたします。

記

1. 一般墓地内工事手続きの変更点

工事手続	変更前	変更後
申請（届出）の提出先	環境管理課（クリーンセンター）	指定管理者（市霊園管理事務所）
申請書・届出書の様式 （霊園一時使用許可申請・施工届・終了届）	宛先「市長」	宛先「指定管理者」
霊園一時使用料の支払方法・場所	納付書・金融機関	霊園一時使用許可証交付時・霊園管理事務所窓口

2. 一般墓地内に墓碑等の建設または撤去の工事を行う際の手続き一覧（変更無し）

申請・届出の種類	申請・届出が必要なとき	必要書類、その他
(1) 霊園一時使用許可申請	<ul style="list-style-type: none"> ・墓碑等の建設または撤去を行うとき、工事開始10日前までに申請。 ・各設備の高さや大きさ等の制限があります。 <内容は従来と同様> ※詳しくは窓口までお問合せください。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般墓地使用許可証（写） ・設計図面
(2) 一般墓地内工事施工届		
(3) 一般墓地内工事終了届	工事が完了したとき、7日以内に届出	<ul style="list-style-type: none"> ・霊園一時使用許可証 ・施工状況を確認できる写真 ・当初の設計に変更が生じた場合は、変更後の図面

〈裏面へ続く〉

3. 開園時間（変更無し）

3月～10月	午前 8時30分 ～午後 6時
春分の日（秋分の日）とその前後3日間	午前 7時 ～午後 6時
8月1日～8月16日	午前 6時 ～午後 7時
11月～2月	午前 8時30分 ～午後 4時30分

※ 閉園時間の30分前までに、工事を終了してください。

4. 霊園管理事務所（電話：0438-52-0983）

以下を行うときには、入園の際に必ず霊園管理事務所での受付等が必要です。

・一般墓地（普通墓地・芝生墓地）内工事（霊園一時使用許可によるもの）

（1）工事を行う際は、毎日作業開始前に市霊園管理事務所に立ち寄り、霊園一時使用許可証を提示し受付簿に記入してください。

（2）閉園時間の30分前には作業を終了し、市霊園管理事務所の受付簿に終了時間（退園時間）を記入してください。

・合葬式墓地（合葬式墓地使用許可者対象）

埋蔵・刻字された記名板用プレートの提出・合葬式墓地使用取りやめに伴う焼骨の引取り

5. その他

・平成30年3月中に工事を完了した者は、3月中に一般墓地内工事終了届を環境管理課へ提出してください。

・平成30年3月末までに霊園一時使用許可を受けた後、平成30年4月以降に工事が完了した者は、一般墓地内工事終了届は指定管理者へ提出してください。

6. お問合わせ窓口、送信元

木更津市役所 環境部 環境管理課

〒292-0838 千葉県木更津市潮浜3丁目1番地 電話：0438-36-1432 Fax：0438-30-7322

以上